

岩手県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、令和6年9月2日から同年10月1日まで関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------|------------------|-------|
| 増沢地区 | 当該県営土地改良事業計画書の写し | 一関市役所 |